

## 答 申

### 第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行政文書の不存在を理由として行った非公開決定（以下「本件処分」という。）については、これを取り消し、本件請求対象の行政文書として特定し、改めて公開又は非公開の判断をすべきである。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和7年3月25日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2024年11月定例会に提出された、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業（補正予算8,700万円）について、プロポーザル公募した結果、企画提案の内容及び審査結果がわかるすべての文書（以下「本件請求対象文書」という。）

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対しては、請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、本件請求対象文書が存在しないとして本件処分を行い、令和7年4月8日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

本件非公開情報は、「県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会（実行委員会）が当該事業を実施しており、県では請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、当該文書が存在しないため」としている。

実行委員会への負担金8,700万円は、令和6年11月県議会定例会にて、知事から補正予算として提出され、議会の賛成多数で可決されたことに伴い支出されている。また、「業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）」に記載の通り、実行委員会の事務局は、「香川県交流推進部交流推進課内 担当者：□□、□□」とあることから、条例第2条に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」であって、「実施機関が保有しているもの」に該当する。

名古屋高裁平成14年（行コ）第9号実行委員会文書非公開処分取消請求控訴事件（原審：岐阜地裁平成12年（行ウ）第4号）の判例では、条例上の「実施機関」かどうかを判断するにあたっては、実行委員会と自治体の関係、すなわち、実行委員会は自治体の業務執行の一方法たる存在であるかどうかを見なければならないとされている。自治体が業務執行の方法として実行委員会方式を採用したのであって、実行委員会は実質的には自治体の実施機関と同視できるとなれば、実行委員会の文書は自治体の情報公開条例の対象となる。

先ほど述べたように、自治体の所管課に事務局が置かれているということ、さらには、副知事が委員長職に就いていたり、自治体の職員が職務として実行委員会の事務に従事していたりするなど、実行委員会が自治体の実施機関と同視できると考えられることから、「行政文書を作成及び取得しておらず、当該文書が存在しない」との不存在とした決定を取り消すべきである。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

条例第2条第1項において「行政文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定められている。

まず、本件請求に対応する文書が「実施機関の職員が職務上作成」した文書に該当するか否かについてであるが、本件請求に対応する文書は、実行委員会の文書である。実行委員会は、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に設立された任意団体であり、実施機関とは別個独立の団体である。また、実行委員会の事務を処理するため、交流推進課内に事務局が置かれており、実行委員会の事務職員は、同時に交流推進課の職員でもあり、双方の業務を兼ねて行っている。ただし、実行委員会の業務と県の本来業務を区別するため、実施機関の職員である交流推進課職員は、職務に専念する義務の免除（以下「職専免」という。）を受け、実行委員会職員として事務を行っている。よって、実行委員会

は実施機関とは別の団体であり、実施機関の職員が職専免を受けて実行委員会の職員として作成した文書は、「実施機関の職員が職務上作成」した文書に該当しない。

次に、本件請求に対応する文書が、「実施機関の職員が職務上取得」した文書として存在するか否かについてであるが、実施機関は実行委員会に対し負担金を支出しているが、本件請求に対応する、実行委員会から観光コンテンツづくり事業のプロポーザル公募における企画提案の内容及び審査結果がわかる文書までは取得していない。

さらに、本件請求に対応する文書が「実施機関が保有している」か否かについてであるが、実行委員会は事務執行のため、交流推進課の執務室内の一角について行政財産の使用許可を受けており、実行委員会の文書は、実行委員会の事務局を担当する交流推進課の職員が管理する行政文書とは区別して保管されている。よって、本件請求に対応する実行委員会の文書は、実施機関の職員が職専免を受けて、実行委員会の業務として保有しているのであって、「実施機関が保有している」のではない。

以上のことから、実施機関は本件請求に係る文書を作成、取得、保有していないので、本件請求に係る行政文書は存在しない。

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

### 2 県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会（以下「本件実行委員会」という。）について

本件実行委員会は、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業（以下「本件事業」という。）を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に設立された「県に事務局を置く任意団体等（以下「任意団体等」という。）」である。

任意団体等とは、任意団体及び外郭団体以外の法人のうち、県の庁舎内に事務局を置くものをいい、県の施策を効果的に推進するため、関係者との有機的な繋

がりの形成を図る手法の一つとして活用されるものであり、県の関与の必要性から団体を設置する必要があり、かつ、活用できる類似団体がない場合に設置できるものである。そして、県に事務局を設置する場合は、事業内容に公益性があるときに限られる。（「県に事務局を置く任意団体等の設置及び運営に関する指針」による。）

### 3 本件処分について

#### (1) 条例第2条第1項該当性について

条例第2条第1項は、行政文書の定義について「この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

また、同条第2項では、実施機関の定義について「この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。」と規定している。

したがって、本件実行委員会の文書が条例による公開請求の対象となる行政文書に当たるというためには、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であり、かつ、実施機関が保有していることを要するものでなければならない。

そこで、本件実行委員会が作成し、又は保有している本件請求対象文書が公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かについて以下検討する。

#### (2) 本件請求対象文書の保有の有無について

##### ア 本件実行委員会が作成している文書について

実施機関は、「実行委員会は、本件事業を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に設立された任意団体であり、実施機関とは別個独立の団体である。また、実行委員会の事務を処理するため、交流推進課内に事務局が置かれており、実行委員会の事務職員は、同時に交流推進課の職員でもあり、双方の業務を兼ねて行っている。ただし、実行委員会の業務と県の本来業務を区別するため、実施機関の職員である交流推進課職員は、職専免を受け、実行委員会職員として事務を行っている。よって、実行委員会は実施機関とは別の団体であり、実施機関の職員が職専免を受けて実行委員会の職員として作成した文書は、「実施機関の職員が職務上作成」した文書に該当しない。」と主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件実行委員会  
は、任意団体等であり、本件実行委員会の事務は、職専免を受けた実施機  
関の職員が行っているとのことある。

しかしながら、当審査会事務局職員をして本件実行委員会の設置に当た  
って作成された「県に事務局を置く任意団体等設置届出書」を確認したと  
ころ、実施機関の職員が職専免を受けて本件実行委員会の業務に従事する  
のは、予定として1年間に10時間とされており、形式的に職専免の手續を  
行っているにすぎず、職専免を受けて行う事務の内容等について具体的に  
記載されているものではなかった。

このことを鑑みれば、本件実行委員会が作成した当該文書は、形式的に  
は、実施機関が作成し、又は取得した文書であるとは直ちに認められない  
が、実質的には、当該文書が作成されるに当たって、職専免の時間が認知  
され、実施機関の事務と本件実行委員会の事務の従事時間を明確に区別し  
た上で行っていた等の事情は窺えないことから、実施機関においても共有  
され、取得していた文書であると認められる。

したがって、本件実行委員会が作成した本件請求対象文書は、条例第2  
条第1項の「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」に該当  
すると判断される。

#### イ 本件実行委員会が保有している文書について

実施機関は、「実行委員会は事務執行のため、交流推進課の執務室内の一  
角について行政財産の使用許可を受けており、実行委員会の文書は、実行  
委員会の事務局を担当する交流推進課の職員が管理する行政文書とは区別  
して保管されている。よって、本件請求に対応する実行委員会の文書は、  
実施機関の職員が職専免を受けて、実行委員会の業務として保有している  
のであって、「実施機関が保有している」のではない。」と主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件実行委員会の  
事務局は、県の行政財産である県庁舎の交流推進課の一角に設置され、こ  
こを使用することについて有償で県から行政財産の目的外使用許可を受け  
て業務を行っているとのことであった。そして、使用許可を受けたスペー  
スに本件実行委員会の書類が保管されていることから本件実行委員会の書  
類は、実施機関の行政文書とは区別して保管されている。

しかしながら、上記アのとおり、本件実行委員会が作成した当該文書は、  
実質的には、実施機関においても共有され、取得していた文書であると認  
められ、実施機関は適宜当該文書にアクセスできる状態であったことが窺  
われるため、形式的には、本件実行委員会が有償で県から行政財産の目的  
外使用許可を受けた場所に保管されているが、実質的には、実施機関にお

いても保有及び保管していた文書であると認められる。

したがって、本件実行委員会が保有している本件請求対象文書は、条例第2条第1項の「実施機関が保有しているもの」に該当すると判断される。

#### 4 制度の目的に即した情報公開の在り方について

前記のとおり、条例第1条において、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的とし、また、第3条において、県民の行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈及び運用することを実施機関の責務として定めている。

本件実行委員会は、本件事業を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に設立された任意団体ではあるものの、実施機関において、当該実行委員会の要職を占め、運営等についても深く関わり、県から支出される負担金が総収入の100%であること等の事情を総合的に判断すると、本件実行委員会は、情報公開の目的に照らして考えると、実質的には、県の事業執行の一方法たる存在であるといえることができる。

このような実態にありながら、職専免の取得の有無等、形式的な側面のみを根拠として、任意団体等が作成し、又は取得した文書が行政文書に該当しないと判断することは、本件条例自体が定める目的、解釈、運用等に反することにもなりかねない。したがって、今後は、個別の事案における実態を踏まえ、適切に判断していくべきである。

なお、実施機関においては、任意団体等が作成し、又は取得する文書の取扱いについて、適切な対応が図られるよう改めて検討することが望まれる。

#### 5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

(略)